

平成 2 8 年 3 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 28 年 3 月 24 日 (木曜日)

平成28年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年3月24日(木曜日) 午後3時30分～午後5時20分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 己
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 支所産業グループ長 川田原 孝二
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 64号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成28年3月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は18名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、7番の半田委員と8番の瀬崎委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は6件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議
案書をもとに説明します。

(議案第63号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： 12番、溝田です。

議長： 12番、溝田委員。

12番： 3月16日に譲受人と現地調査をしました。申請地は○○○集落から○○○集落に抜
ける町道沿いで、○○○と呼ばれるところです。字も○○○となっています。現在は馬
鈴薯が作付されております。三方道路付きで、南側に水田があり、毎年ネギなどが作付
されております。調査の意見としまして、譲渡人は○○○の出身ですが現在は東京に在
住で、将来は帰ってこないということで、農地、宅地を一切譲りたいと、近くに住んで
いる譲受人と話がつき申請になったということでした。譲受人は馬鈴薯、インゲン等を
作付されており、今後も周囲に迷惑をかけないということです。よろしく審議をお願い
します。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

1番： 1番、徳留です。

議 長： 1 番、徳留委員。

1 番： 10 アールで〇〇〇円というのは、あまりにも安いと思いますが何か訳がありますか。

事務局： 事務局で聞いたところ、譲渡人はタダでも良いということのようですが、それではあんまりなので、〇〇〇円位払いましょうということのようです。
後にでてきます〇〇さんも同じような話です。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6 3号受付番号1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第6 3号受付番号1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第6 3号受付番号2 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第6 3号 受付番号2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 5 番： 1 5 番、持留です。

議 長： 1 5 番、持留委員。

1 5 番： 3月16日に譲渡人であります〇〇氏と現地調査を行いました。現在は馬鈴薯を植え付けてありました。息子さんが4人いるということなのですが、〇〇さんに生前贈与をして、相続でもめないようにしたいということのようです。調査の意見といたしましては、譲受人と譲渡人は親子であり、3条の許可は問題はないものと考えられます。ご審議をよろしく願いいたします。

1 0 番： 1 0 番、愛甲です。

議 長： 1 0 番、愛甲委員。

1 0 番： 同じく3月16日の9時30分より、現地調査を行いました。現地の状況といたしましては、申請地は〇〇〇の〇〇〇より東へ、〇〇〇に通じる道路がありますが、500m位入り込んだところの〇〇さんの住宅のすぐ前が〇〇〇番と〇〇〇番でした。〇〇〇番は〇〇〇のすぐ裏側の所で、両方とも玉葱、ニンニク等が植えられ、綺麗に管理されて

いる状態でした。調査の意見といたしましては、持留委員が言われたとおり、親子でもあり〇〇〇で無理な農作業ができないことから所有権移転となったところです。審議をよろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

17番： 17番、富田です。

議 長： 17番、富田委員。

17番： 私もこの息子さんは良く知っているのですが、昔、〇〇〇の担当委員の時に相談を受けたのですが、贈与税がかかるかもしれないから、まだ譲らんでもよくないですかと、税務署がどう言うてくるかは判りませんが。

15番： 15番、持留です。

議 長： 15番、持留委員。

15番： ご本人もそれは承知されているようで、私が農業者年金ですかと聞いたらそうじゃないと、贈与税がもしかかっても、揉めるのがいやだということのようです。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第63号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第63号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第63号受付番号3番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第63号 受付番号3番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： 12番、溝田です。

議 長： 12番、溝田委員。

12番： 3月16日に譲受人と現地調査をしました。先程の1番と同じような内容ですが、〇

〇〇の〇〇〇番は〇〇〇の前の町道を西側に入った農道沿いで、北側が宅地、西側が水田で米の作付がされております。現在、申請地は米作の後でロータリー耕がされてあります。〇〇〇の〇〇〇番は〇〇〇集落の南側の水田の一面で北側がゴーヤのハウス、南が水田で現在は牧草が作付されております。申請地は野菜が全面に作付されております。調査の意見としまして、譲渡人は東京在住で将来本町に帰ってこないということで、農地等を整理したいということです。実家の近くでトマト等を作付されている譲受人と話がつき、今回の申請となりました。審議をよろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第63号受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第63号受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第63号受付番号4番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第63号 受付番号4番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2番： 2番、有川です。

議長： 2番、有川委員。

2番： 3月18日に譲受人の〇〇さんと現地調査を行いました。該当農地は字〇〇〇の〇〇〇番、集落の〇〇〇沿い、〇〇〇と〇〇さんの住宅のちょうど真中にある農地ということで、現在は菜園として耕作がされております。調査の意見につきましては、譲渡人の父親が数十年前に〇〇さんに譲っていた土地だったのですが、それを娘さんが知らずに平成26年に全て所有権移転をしてしまったということのようです。父親もまだ生存されており、そのあたりの経緯は譲受人の話のとおりであり、以前から譲受人が耕作管理をしているようでございます。今後も色々な面で協力される意向もあるということで、何も問題はないと考えます。審議をよろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第63号受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第63号受付番号4番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第63号受付番号5番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： (議案第63号 受付番号5番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議長： 10番、愛甲委員。

10番： 3月16日、9時より譲受人の〇〇さんと現地調査を行いました。現地の状況といたしましては、申請地は〇〇〇より〇〇〇集落の方へ500m位入り込んだ所でした。現在は譲渡人の叔父さんが牧草を植えられて綺麗に管理されている状況でした。調査の意見といたしましては、申請地は譲受人の自宅の隣にあり、譲渡人が町外に居住し帰ってくる意志がないことから、今回の所有権移転となったそうです。譲受人は甘藷、馬鈴薯、インゲン等、幅広く耕作され、認定農業者でもあり、権利取得に何も問題はないと思われれます。皆様の審議をよろしくをお願いいたします。

議長： ありがとうございました。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第63号受付番号5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第63号受付番号5番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第63号受付番号6番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局：（議案第63号 受付番号6番の朗読及び説明）

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひします。

議長：ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番：11番、田中です。

議長：11番、田中委員。

11番：3月16日に譲受人である〇〇氏と現地調査を午前8時より行いました。申請地は〇〇〇の西側に位置し、〇〇〇集落の一番奥にあたる場所です。現地は周辺の農地と共に完全な耕作放棄地となっておりまして、確かな名前は不明ですが属に言うオオシマが自生しており原野化しておりました。調査の意見としましては、譲受人が今後開墾し、農地に復旧させた後、熱帯植物を植えるということでした。周辺の方にも聞きましたが、開墾してくれれば非常にありがたいことだと、私の意見として熱帯植物を植えられた場合に完全に管理をしてくれなければ猿の餌になるというのが気がかりだったのですが、近辺の方に聞いても聞いてくれれば良いという意見が強かったものですから、3条申請の許可には問題はないと思われまふ。審議をよろしくお願ひいたします。

議長：ありがとうございました。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

（質問、意見なし）

議長：よろしいですか。それでは採決いたします。議案第63号受付番号6番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：全員賛成ですので、議案第63号受付番号6番は許可することに決定いたします。

議長：次に議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件です。事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは17ページの議案第64号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件です。議案書をもとに説明いたします。

（議案第64号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明）

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えまふ。
よろしくお願ひします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

13番： 13番、野村です。

議長： 13番、野村委員。

13番： 説明は20ページの地図でさせていただきます。

3月18日に橋口会長、溝田委員、横原委員、事務局から2名、それと〇〇〇の代理人と現地調査を行いました。現況は〇〇〇番は〇〇〇線沿いの前の〇〇〇の跡地でありまして、2、3年前から塩入の生産農家がスナップを作付していましたが、1月の降雪被害により枯れて、残渣作業を行われておりました。今日は後片付けも済み、綺麗に整地されております。生産者の方は了解済みであります。申請地の〇〇〇番は地目は田ですが、現在何も植えてありません。〇〇〇番は雑種地であり、3筆を建物、駐車場とする予定であります。調査の意見として、隣接する田が〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番の3筆であります。これは貸手の〇〇さん所有の田であり、被害防除計画書、誓約書においても問題はないと思われまます。よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

1番： 1番、徳留です。

議長： 1番、徳留委員。

1番： 補足ですが、土地改良区で申請者と会いましたので話をしましたが、排水路の問題が生じまして、〇〇〇番等の3筆は水田ですので排水をどうするのかと話をしたのですが、〇〇〇番が〇〇〇です。それと、〇〇〇番の境界に直径30cmの塩化ビニールパイプを排水路の方へ設置してくれるそうです。最初の所に溜柵を中間にも付けるということで、現在は20cmの排水路があるのですが、それを大きくして30cmに変えるそうです。排水はこれで良いのではないかと思います。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第64号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第64号受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に議案第64号 受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは25ページの議案第64号受付番号2番の議案書をご覧ください。

(議案第64号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
よろしく申し上げます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

18番： 18番、竹之内です。

議 長： 18番、竹之内委員。

18番： 3月18日の午前10時から事務局、会長、武田委員、横原委員と現地調査を行いました。この場所は鹿児島市に居住している方が、十数年前になろうかと思いますが、この家を造られたんですが、ずっとそのまま住むことなく空家になっておりました。大浜の人達は気を揉んだ所なんです、今回〇〇〇に住んでいる人がこの家を買ってここに住むということでございます。先程、局長の方から説明がございましたように、住むには駐車場がないということで申請がされたわけです。現地の状況は、〇〇〇の前、〇〇〇に徒歩で1分もかからないところです。〇〇〇と住宅に囲まれてミカンの木が3本残っておりますが、残りは草払いがされて綺麗にされております。調査の意見としましては、譲受人が〇〇〇から引き揚げられ、今まで空家であった住宅を買われ、〇〇に住むということであり、そのためにも畑を駐車場にするものであります。周囲の状況や全員の意見として農地法第5条は許可できると判断いたしました。皆様方の審議をよろしく願いいたします。

議 長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

5番： 5番、田淵です。

議 長： 5番、田淵委員。

5番： この〇〇さんという方は何歳位の方ですか。子供さんがいるのですか。

事務局： 〇〇さんがこの家を買われた経緯は、企画観光課の方で空家の状況をホームページにだしてありますが、それを見られて希望してこられた方だそうです。年齢が確か〇〇歳位で子供さんが〇人いらっしゃるということで、今回、〇〇をされるということでこちらに来られるのですが、旦那さんの名義ではなく、この奥さん名義で買われるということです。子供さんの学校の関係がありますので、〇月末位には越してこられるようです。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第64号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 6 4 号受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第 6 5 号、「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 3 1 ページの議案第 6 5 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 6 5 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、○番、○○委員が議題の提出がございます。よって、南大隅町農業委員会会議規則第 1 2 条の議事参与の制限により席を外していただきます。

(○○委員 退席)

議 長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 6 5 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 6 5 号は計画のとおり決定いたします。

(○○委員 入席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議 長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成 2 8 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員